

はじめに

精華町では、平成25(2013)年3月に策定しました「精華町第5次総合計画」の基本理念として「人を大切にするまちづくり」「交流と連携による幸福感あふれるまちづくり」を掲げて、すべての人を大切にするまちづくり、また、学研都市と共生社会のまちづくりに取り組んでいます。近年では、「精華町地域創生戦略」に位置づけた地方創生事業の中に「障害者スポーツ」「農福連携」など、人が交流できる事業を創設したところです。

この間、国においても、平成28(2016)年に、「障害者差別解消法」の施行を迎えるとともに、「障害者権利条約」等を踏まえた「発達障害者支援法」の見直しが行われ、発達障害のある人への支援の一層の充実が図られることとなりました。また、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、サービスの拡充が図られるとともに、市町村における障害児福祉計画の策定が義務化されることとなりました。

こうした障害福祉をめぐる動向を踏まえながら、精華町では、平成24年3月に「精華町障害者基本計画」を策定し、障害のある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができる地域づくりを進めてきました。

この計画は、平成24(2012)年度からおおむね10年間と定めた同計画を、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度を計画期間とする計画として改めたものです。改定に当たりましては、内容検討にご尽力賜りました策定委員の皆様、並びに各種の意向聴取の機会にご意見をお寄せくださいました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、住民の皆様には「障害があってもなくても誰もが自分らしく生活し輝けるまち精華町」の実現に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31(2019)年3月

精華町長

木村 要



